

ウラン濃縮加工施設における3S調和に係る影響評価について

1. 申請内容

原子力安全に係る保安規定の変更認可申請（一部補正を含む。）として、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る以下の申請及び一部補正を行った。

(1) 申請、一部補正件名

- ・濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の変更認可申請（2023年8月9日申請：2023濃計発第23号）
- ・濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書の一部補正（2023年9月15日補正：2023濃計発第37号）

(2) 申請、一部補正概要

1) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更

重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等については、保安規定添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）の表-1（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等）において、資機材等、保有数、保管場所等を規定している。

今回、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、新たに受動形個人線量計を導入することから、重大事故に至るおそれがある事故への対処においても受動形個人線量計を使用することとなり、保安規定添付2の表-1の資機材等として受動形個人線量計の追加が必要となる。

上記を踏まえ、新検査制度における資機材等以外の他規定事項の対応状況及び他施設における資機材等に係る規定状況を確認したところ、保安規定には基本的な事項を規定し、具体的な事項は保安規定の下位文書に規定しているため、保安規定添付2の表-1を規定していることと不整合が生じている。

したがって、基本的な事項である保安規定添付2の「1.3 資機材の配備」等を変更するとともに、具体的な事項である表-1を削除し下位文書に定める。

また、一部補正においては、記載を追加した消防自動車等の資機材等がUF<sub>6</sub>漏えい対処のための資機材等でもあることを明確にすることを反映すること及び資機材等とは通信連絡設備と放射線測定機器類等の資機材（化学防護服等の装備品を含む）を総括したものと定義しているため、用語の適正化を行うことを反映する。

2) 記載の適正化

## 2. 3 S 調和に係る影響評価について

1. に示した内容を踏まえ、「核セキュリティ」及び「保障措置」への影響の有無について確認を行った。  
 確認結果を以下に示す。

なお、申請、**一部補正**概要のうち記載の適正化については、誤記修正など記載の修正であるため、  
 影響はない。

### (1) 核セキュリティへの影響

確認項目	影響有無	理由
防護対象の追加等による影響の有無	無	<p>&lt;確認項目に対する考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請による変更内容を踏まえて防護対象である安全機能を有する施設の追加、移設又は改造が必要となる場合、既存の核セキュリティ設備による防護範囲の拡大、核セキュリティ設備の追加設置等の影響が生じる可能性があるため、影響の有無について確認するものである。また、安全機能を有する施設の追加、移設又は改造が必要な場合や安全機能を有する施設に対する設計条件の追加等がある場合は、核セキュリティ設備による波及的影響の確認も必要になる。</li> </ul> <p>&lt;影響有無結果の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受動形個人線量計の導入、消防自動車等の資機材等が UF<sub>6</sub> 漏えい対策のための資機材等でもあることの明確化及び資機材等の定義を踏まえた用語の適正化に伴う、防護対象である安全機能を有する施設の追加、移設又は改造はなく、核セキュリティ設備の追加設置等は不要である。</li> <li>受動形個人線量計の導入、消防自動車等の資機材等が UF<sub>6</sub> 漏えい対策のための資機材等でもあることの明確化及び資機材等の定義を踏まえた用語の適正化に伴う、安全機能を有する施設の追加、移設又は改造又は安全機能を有する施設に対する設計条件の追加等はなく、核セキュリティ設備による波及的影響の考慮も不要である。</li> </ul>
防護設備の性能への影響の有無	無	<p>&lt;確認項目に対する考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請による変更内容を踏まえて防護対象である安全機能を有する施設の追加、移設又は改造が必要となる場合、核セキュリティ設備の監視等の性能への影響が生じる可能性があるため、影響の有無について確認するものである。</li> </ul>

確認項目	影響有無	理由
		<p>&lt;影響有無結果の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動形個人線量計の導入、消防自動車等の資機材等が UF<sub>6</sub> 漏えい対策のための資機材等でもあることの明確化及び資機材等の定義を踏まえた用語の適正化に伴う、防護対象である安全機能を有する施設の追加、移設又は改造はなく、核セキュリティ設備の監視等の性能へ影響を与えない。</li> </ul>
核物質防護規定への影響の有無	無	<p>&lt;確認項目に対する考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入制限区域、防護区域の境界の変更、防護設備の変更、防護組織の変更等の核物質防護規定への影響が生じる可能性があるため、影響の有無について確認するものである。</li> </ul> <p>&lt;影響有無結果の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動形個人線量計の導入、消防自動車等の資機材等が UF<sub>6</sub> 漏えい対策のための資機材等でもあることの明確化及び資機材等の定義を踏まえた用語の適正化に伴う、立入制限区域、防護区域の境界の変更、防護設備の変更、防護組織の変更等を行うものはなく、核物質防護規定の変更は不要である。</li> </ul>

(2) 保障措置への影響

確認項目	影響有無	理由
保障措置設備の追加設置等の有無	無	<p>&lt;確認項目に対する考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請による変更内容を踏まえて安全機能を有する施設の追加、移設又は改造が必要となる場合、既存の保障措置設備の追加設置等の影響が生じる可能性があるため、影響の有無について確認するものである。また、安全機能を有する施設の追加、移設又は改造が必要な場合は保障措置設備による波及的影響の確認も必要になる。</li> </ul> <p>&lt;影響有無結果の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動形個人線量計の導入、消防自動車等の資機材等が UF<sub>6</sub> 漏えい対策のための資機材等でもあることの明確化及び資機材等の定義を踏まえた用語の適正化に伴う、安全機能を有する施設の追加、移設又は改造はなく、保障措置設備の追加設置等は不要である。</li> </ul>

確認項目	影響有無	理由
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受動形個人線量計の導入、消防自動車等の資機材等が UF<sub>6</sub> 漏えい対策のための資機材等でもあることの明確化及び資機材等の定義を踏まえた用語の適正化に伴う、安全機能を有する施設の追加、移設又は改造はなく、保障措置設備による波及的影響の考慮も不要である。</li> </ul>
保障措置関連設備等への影響の有無	無	<p>&lt;確認項目に対する考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請による変更内容を踏まえて安全機能を有する施設の追加、移設又は改造が必要となる場合、保障措置関連設備の改造や保障措置に関連する設計情報の変更等の影響が生じる可能性があるため、影響の有無について確認するものである。</li> </ul> <p>&lt;影響有無結果の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動形個人線量計の導入、消防自動車等の資機材等が UF<sub>6</sub> 漏えい対策のための資機材等でもあることの明確化及び資機材等の定義を踏まえた用語の適正化に伴う、安全機能を有する施設の追加、移設又は改造はなく、保障措置関連設備の改造や保障措置に関連する設計情報の変更等へ影響を与えない。</li> </ul>
査察活動への影響等の有無	無	<p>&lt;確認項目に対する考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請による変更内容を踏まえて安全機能を有する施設の追加、移設又は改造が必要となる場合、査察活動（在庫確認、検認等）に支障が生じる等の影響が生じる可能性があるため、影響の有無について確認するものである。</li> </ul> <p>&lt;影響有無結果の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動形個人線量計の導入、消防自動車等の資機材等が UF<sub>6</sub> 漏えい対策のための資機材等でもあることの明確化及び資機材等の定義を踏まえた用語の適正化に伴う、安全機能を有する施設の追加、移設又は改造はなく、査察活動に支障が生じる等の影響を与えない。</li> <li>・受動形個人線量計の導入、消防自動車等の資機材等が UF<sub>6</sub> 漏えい対策のための資機材等でもあることの明確化及び資機材等の定義を踏まえた用語の適正化により、管理区域入域時の出入管理装置にて受動形個人線量計の読み取りが追加されるが、入域時に操</li> </ul>

確認項目	影響有無	理由
		作説明を行うため、査察活動に支障が生じる等の影響を与えない。
計量管理規定への影響の有無	無	<p>&lt;確認項目に対する考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計量管理組織の変更等の計量管理規定への影響が生じる可能性があるため、影響の有無について確認するものである。</li> </ul> <p>&lt;影響有無結果の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受動形個人線量計の導入、消防自動車等の資機材等が UF<sub>6</sub> 漏えい対策のための資機材等でもあることの明確化及び資機材等の定義を踏まえた用語の適正化に伴う、計量管理組織、計量管理対象、設計情報等の変更を行うものはなく、計量管理規定の変更は不要である。</li> </ul>

以上